

返還猶予または返還免除を受けることができる対象の福祉施設等

介護福祉士の場合（介護等の業務）

介護福祉士養成施設を卒業後、すみやかに介護福祉士の登録を行い、神奈川県内もしくは 国立障害者リハビリテーションセンターや国立児童自立支援施設等全国を区域とする施設、または、東日本大震災における被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県）で定める施設、職種で業務に従事すること。

<昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添 1 に定める職種もしくは別添 2 に定める職種または当該施設の長の業務>

No.	免除対象施設等	職 種
1	障害児通所支援事業を行う施設、児童発達支援センター、障害児入所施設（整備法第 5 条による改正前の児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設を含む）	入所者の保護に直接従事する職員（職業指導員、心理指導担当職員、作業療法士、理学療法士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員並びに医師、看護師その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）
2	身体障害者更生援護施設（身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設）、地域活動支援センターを行う事業所、障害者支援施設	主たる業務が介護等である者
3	救護施設、更生施設	介護職員
4	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、特別養護老人ホーム	介護職員
5	改正前の障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち共同生活介護を行う事業者	主たる業務が介護等である者
6	障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助を行う事業所	主たる業務が介護等である者
7	児童デイサービスを行っている事業所	主たる業務が介護等である者
8	指定訪問介護、指定介護予防訪問介護	訪問介護員等
9	指定通所介護、指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所介護、指定短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護を行う施設（老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く）	介護職員
10	指定訪問入浴介護、指定介護予防訪問入浴介護	介護職員
11	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護	訪問介護員等
12	指定夜間対応型訪問介護	訪問介護員
13	指定認知症対応型通所介護、指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設（老人デイサービスセンターを除く）	介護職員

No.	免除対象施設等	職 種
14	指定小規模多機能型居宅介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護	介護従事者
15	指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設	介護従事者
16	指定看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	介護従事者
17	指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護、指定介護予防短期入所療養介護を行う施設	介護職員
18	指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設	介護職員
19	指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホームを除く）	介護職員
20	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設	主たる業務が介護等の業務である者
21	サービス付き高齢者向け住宅	主たる業務が介護等の業務である者
22	指定介護療養型医療施設であって、療養病床等により構成される病棟、診療所	介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者
23	介護医療院	介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者
24	「老人病棟老人入院基本料（1～4）」、「老人性認知症疾患療養病棟入院料」、「診療所老人医療管理料」の届出を行った病棟等	看護の補助の業務に従事する者であって、その主たる業務が介護等の業務である者
25	病院又は診療所	看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
26	ハンセン病療養所	介護員等主たる業務が介護等の業務である者
27	—	家政婦のうち、主たる業務が介護等の業務である者
28	労災特別介護施設	介護職員
29	重症心身障害児（者）通園事業を行っている施設	入居者の保護に直接従事する職員（施設長、医師、看護師及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く）
30	在宅重度障害者通所援護事業を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
31	知的障害者通所援護事業を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
32	改正前の地域生活支援事業の実施に基づく身体障害者自立支援、生活サポートを行う施設	主たる業務が介護等の業務である者
33	移動支援事業、日中一時支援、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
	訪問入浴サービス	介護職員
34	地域福祉センター	主たる業務が介護等の業務である者

No.	免除対象施設等	職 種
35	原子爆弾被爆者養護ホーム	介護職員
36	原子爆弾被爆者デイサービス事業、原子爆弾被爆者ショートステイ事業を行っている施設	介護職員
37	原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業	原爆被爆者家庭奉仕員
38	—	介護等の便宜を供与する事業を行う者に使用される者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

社会福祉士（相談援助の業務）

No.	免除対象施設等	職 種
1-1	保健所	精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員、精神保健福祉士、精神科ソーシャルワーカー
1-2	児童相談所	児童福祉司、受付相談員、相談員、電話相談員、児童心理司、児童指導員
1-3	母子生活支援施設	母子支援員、少年を指導する職員、個別対応職員
1-4	児童養護施設	児童指導員、個別対応職員、家庭支援専門相談員、職業指導員、里親支援専門相談員
1-5	障害児入所施設、障害児通所支援事業を行う施設（児童発達支援センターに限る。）	児童指導員、心理指導担当職員、児童発達支援管理責任者
1-6	児童心理治療施設 （情緒障害児短期治療施設）	児童指導員、個別対応職員、家庭支援専門相談員
1-7	児童自立支援施設	児童自立支援専門員、児童生活支援員、個別対応職員、家庭支援専門相談員、職業指導員
1-8	児童家庭支援センター	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 88 条の 3 第 1 項に規定する職員
1-9	障害児通所支援事業を行う施設（児童発達支援センターを除く。）	児童指導員、児童発達支援管理責任者、心理指導担当職員、訪問支援員（児童指導員・心理指導担当職員に限る）、指導員
1-10	障害児相談支援事業を行う施設	相談支援専門員
1-11	病院、診療所	退院後生活環境相談員又は次のアからエまでの相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動
1-12	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司、心理判定員、職能判定員、ケースワーカー
1-13	身体障害者福祉センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員
1-14	精神保健福祉センター	精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員、精神保健福祉士、精神科ソーシャルワーカー

No.	免除対象施設等	職 種
1-15	救護施設、更生施設	生活指導員
1-16	福祉事務所	指導監督を行う所員（査察指導員）、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事（老人福祉指導主事）、現業を行う所員（現業員）、家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事（家庭児童福祉主事）、家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員（家庭相談員）、面接相談員、婦人相談員、母子・父子自立支援員、就労支援事業及び被保護者就労支援事業に従事する就労支援員
1-17	婦人相談所	相談指導員、判定員、婦人相談員
1-18	婦人保護施設	入所者を指導する職員
1-19	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司、心理判定員、職能判定員、ケースワーカー
1-20	養護老人ホーム	生活相談員
	特別養護老人ホーム	生活相談員
	軽費老人ホーム	生活相談員、主任生活相談員、入所者の生活・身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話をを行う職員
	老人福祉センター	相談・指導を行う職員
	老人短期入所施設	生活相談員
	老人デイサービスセンター	生活相談員
	老人介護支援センター	相談援助業務を行っている職員
1-21	母子・父子福祉センター	母子及び父子の相談を行う職員
1-22	介護保険施設 （指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院 等）	生活相談員、介護支援専門員・支援相談員
	指定介護療養型医療施設	介護支援専門員、生活相談員
1-23	地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員
1-24	障害者支援施設	生活支援員、就労支援員、サービス管理責任者
1-25	地域活動支援センター	指導員
1-26	福祉ホーム	管理人
1-27	障害福祉サービス事業を行う施設	生活支援員、就労支援員、サービス管理責任者、就労定着支援員、地域生活支援員
1-28	一般相談支援事業を行う施設	相談支援専門員
1-29	特定相談支援事業を行う施設	相談支援専門員

No.	免除対象施設	職 種
2-1	生活保護法に規定する授産施設、宿所提供施設	指導員
2-2	乳児院	児童指導員、個別対応職員、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員
2-3	有料老人ホーム	生活相談員
2-4	指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設	生活相談員、計画作成担当者
2-5	身体障害者更生援護施設	生活支援員、指導員
2-6	精神障害者社会復帰施設	精神保健福祉士、精神障害者社会復帰指導員、管理人
2-7	知的障害者援護施設	生活支援員
2-8	高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている相談員
2-9	隣保館	相談援助業務を行っている指導職員
2-10	都道府県社会福祉協議会	日常生活自立支援事業実施要領 5 に規定する専門員
2-11	市町村社会福祉協議会	社会福祉協議会企画指導員、福祉活動指導員、福祉活動専門員設置要綱 2 に規定する福祉活動専門員、相談援助業務を行っている職員
2-12	障害児デイサービス事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
2-13	児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた指定発達支援医療機関	児童指導員
2-14	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみ園法第 11 条第 1 号に規定する施設	相談援助業務を行っている指導員、ケースワーカー
2-15	知的障害者福祉工場	相談援助業務を行っている指導員
2-16	刑事施設、少年院、少年鑑別所	刑務官、法務教官、法務技官（心理）及び福祉専門官
2-17	地方更生保護委員会、保護観察所	保護観察官
2-18	更生保護施設	補導主任、補導員
2-19	労災特別介護施設	相談援助業務を行っている指導員
2-20	心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行っている職員
2-21	児童福祉法第 6 条の 3 第 1 項に規定する児童自立生活援助事業を行っている施設	相談援助業務を行っている指導員

No.	免除対象施設	職 種
2-22	子育て短期支援事業を行っている児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院及び保育所等	相談援助業務を行っている職員
2-23	母子家庭等就業・自立支援センター事業及び一般市等就業・自立支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員
2-24	地域子育て支援拠点事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
2-25	利用者支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
2-26	母子・父子自立支援プログラム策定事業を行っている施設	母子・父子自立支援プログラム策定員
2-27	ひとり親家庭への就業支援専門員配置等事業を行っている施設	就業支援専門員
2-28	重症心身障害児（者）通園事業を行っている施設	児童指導員
2-29	点字図書館、聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行っている職員
2-30	改正前の障害者総合支援法に規定する共同生活介護を行う施設	相談援助業務を行っている職員
2-31	障害福祉サービスのうち療養介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活援助を行う施設	相談援助業務を行っている職員
2-32	整備法（※）第5条による改正前の児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設	児童指導員
2-33	整備法（※）第5条による改正前の児童福祉法に規定する重症心身障害児施設	児童指導員、心理指導を担当する職員
2-34	—	障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令第25条による廃止前の障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第3条に規定する相談支援専門員
2-35	改正前の地域生活支援事業の実施についてに基づく身体障害者自立支援を行っている施設	相談援助業務を行っている職員

No.	免除対象施設等	職 種
2-36	地域生活支援事業の実施についてに基づく日中一時支援、障害者相談支援事業、障害児等療育支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
2-37	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター、地域移行推進員
2-38	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター、地域移行推進員
2-39	精神障害者アウトリーチ推進事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士 その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。）
2-40	アウトリーチ事業、アウトリーチ支援に係る事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士 その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。）
2-41	指定居宅サービスに該当する通所介護、基準該当居宅サービスに該当する通所介護、指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護、指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護、基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護・指定短期入所生活介護、基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護、基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護を行う施設（老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く。）	生活相談員
2-42	指定通所リハビリテーション、指定介護予防サービスに該当する介護予防通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護、介護予防入所療養介護を行う施設	支援相談員
2-43	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設	オペレーター
2-44	指定夜間対応型訪問介護を行う施設	オペレーションセンター従業者
2-45	指定認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護を行う施設（老人デイサービスセンターを除く）	生活相談員

No.	免除対象施設等	職 種
2-46	指定小規模多機能型居宅介護、指定介護 予防小規模多機能型居宅介護、指定認知 症対応型共同生活介護、指定介護予防認 知症対応型共同生活介護、指定複合型サ ービスを行う施設	介護支援専門員
2-47	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護を行う施設	生活相談員、介護支援専門員
2-48	居宅介護支援事業を行っている事業所	介護支援専門員
2-49	介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員
2-50	生活支援ハウス（高齢者生活福祉センタ ー）運営事業を行っている生活支援ハウ ス	生活援助員
2-51	高齢者の安心な住まいの確保に資する事 業を行っている高齢者世話付住宅（シル バーハウジング）、多くの高齢者が居住 する集合住宅等	相談援助業務を行っている生活援助員
2-52	「高齢者の居住の安定確保に関する法 律」第5条第1項に規定するサービス付 き高齢者向け住宅	相談援助業務を行っている職員
2-53	地域福祉センター	相談援助業務を行っている職員
2-54	就労支援事業を行っている事業所	就労支援員
2-55	ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター
2-56	地域生活定着支援センター	相談援助業務を行っている職員
2-57	ホームレス総合相談推進業務を行ってい る事業所	相談援助業務を行っている相談員
2-58	ホームレス自立支援センター	生活相談指導員
2-59	東日本大震災の被災者に対する相談援助 業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員
2-60	熊本地震の被災者に対する相談援助業務 を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員
2-61	自立相談支援モデル事業に基づく自立相 談支援機関、家計相談支援モデル事業を 行っている事業所	主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、家計相談支援員
2-62	生活困窮者自立相談支援事業を行ってい る自立相談支援機関、生活困窮者家計改 善支援事業を行っている事業所	主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、家計改善支援員、家計相 談支援員

No.	免除対象施設等	職 種
2-63	被保護者就労支援事業を行っている事業所	就労支援員
2-64	発達障害者支援センター	「発達障害者支援センター運営事業実施要領」に規定する相談支援を担当する職員、就労支援を担当する職員
2-65	広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー
2-66	地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー、職場適応援助者
2-67	障害者雇用納付金制度に基づく第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者
2-68	「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」第3条の規定による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律（旧法）第27条に規定する障害者雇用支援センター	旧法第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員
2-69	障害者雇用安定助成金のうち、訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者
2-70	障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者、就業支援担当者、生活支援担当職員
2-71	職業安定法第8条に規定する公共職業安定所	精神障害者雇用トータルサポーター、発達障害者雇用トータルサポーター
2-72	スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領に基づく教育機関及びスクールソーシャルワーカー活用事業実施要領に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー
2-73	難病の患者に対する医療等に関する法律第29条に規定する難病相談支援センター	難病相談支援員
2-74	「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業の実施について」に基づく高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター
2-75	2-1～74までに定められている施設以外で福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設	当該施設において、福祉に関する相談援助業務を行っている相談員

（上記の表についての詳細は、『昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」を参照してください。）

1. 神奈川県内及び東日本大震災における被災県（岩手県、宮城県、福島県）で以下の施設、職種で業務に従事

昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種もしくは別添2に定める職種または当該施設の長の業務

2.全国の区域で以下の施設において業務に従事

- (1) 国立身体障害者リハビリテーションセンター
- (2) 国立児童自立支援施設 等